

独占禁止法に関する講演会の開催について

2026年1月22日、日本ベアリング工業会の主催で、独占禁止法（以下、独禁法という）に関する講演会が開催されました。講演会は会場（日本ベアリング工業会会議室）及びオンラインによるハイブリッド形式で実施され、多くの会員企業の関係の皆様にご参加いただきました。

講師には、昨年12月より顧問弁護士の契約をしている渥美坂井法律事務所・外国法共同事業からシニアコンサルタントの菅久修一氏をお迎えし、独禁法の目的と役割、独禁法が禁止していること、独禁法違反（カルテル・入札談合）調査の流れと措置、カルテル・入札談合（不当な取引制限）についてご講演をいただきました。

同氏は、1983年4月に公正取引委員会事務局に入局され、2020年1月から2022年7月まで事務総長を務められた豊富な行政経験をもとに本講演では具体的な事例や実務上の留意点を交えつつ、分かりやすく解説をいただきました。

講演後の質疑応答では、独禁法に対する基本的な考え方や今後の各社の取組みなど、多岐にわたる質問が寄せられ、独禁法への関心の高さが改めてうかがえる活発な議論が行われました。講演会は終始盛況で、参加者の理解促進に大いに寄与する内容となりました。



講演会の会場の様子



講演する菅久修一氏